

第三十八号議案

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

江戸川区新川さくら館条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表広場の項中「一、四〇二円」を「一、四四五円」に、「一二、三七五円」を「一二、七五〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区新川さくら館条例の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

公園占用料の改定を踏まえ、江戸川区新川さくら館の広場を貸切りで利用する場合の利用料金を改定する必要があるので、本案を提出いたします。